

訪問介護など駐車禁止 スペースでも規制外に

警察庁が許可 制度周知依頼

警察庁は、訪問介護や訪問看護など在宅サービスを提供する場合、許可申請を行えば地域の交通実態などに

応じて駐車禁止スペース

に駐車できないため駐

車禁止場所に車両を止めざるを得ない場合、

「訪問診療等」に使用する車両に係る

状況に応じて警察署長

の許可を受けることが

可能となっている。

都道府県警察は、訪

問介護、訪問看護等の

対象サービスは訪問

診療、訪問介護、訪問看

護、訪問リハビリテー

ションなどで、訪問先

の駐車許可で一定期

間、複数の場所に対応

している。

しかし、制度がいま

だに国民や訪問診療等

の従事者に十分周知さ

れていないとの指摘が

あることから、周知を

依頼。都道府県警察に

対し広報資料作製・配

布、ウェブサイト掲載

等で周知を図るよう呼

び掛けている。

警察庁は、訪問介護や訪問看護など在宅サービスを提供する場合、許可申請を行えば地域の交通実態などに

応じて駐車禁止スペースに駐車できないため駐車禁止場所に車両を止めざるを得ない場合、

「訪問診療等」に使用する車両に係る状況に応じて警察署長の許可を受けることが可能となっている。

警察庁は、訪問介護や訪問看護など在宅サービスを提供する場合、許可申請を行えば地域の交通実態などに

応じて駐車禁止スペースに駐車できないため駐

車禁止場所に車両を止めざるを得ない場合、

「訪問診療等」に使用する車両に係る

状況に応じて警察署長

の許可を受けることが

可能となっている。

都道府県警察は、訪

問介護、訪問看護等の

対象サービスは訪問

診療、訪問介護、訪問看

護、訪問リハビリテー

ションなどで、訪問先

の駐車許可で一定期

間、複数の場所に対応

している。

しかし、制度がいま

だに国民や訪問診療等

の従事者に十分周知さ

れていないとの指摘が

あることから、周知を

依頼。都道府県警察に

対し広報資料作製・配

布、ウェブサイト掲載

等で周知を図るよう呼

び掛けている。